

本田航空株式会社所属ホンダ・エアクラフト式HA-420型JA924Hの
航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和6年12月19日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和6年1月28日、大分空港において本田航空株式会社所属ホンダ・エアクラフト式HA-420型JA924Hが着陸時に滑走路から逸脱した航空重大インシデントについて、令和6年1月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空重大インシデントの原因を究明し、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

本田航空株式会社所属ホンダ・エアクラフト式HA-420型JA924Hは、令和6年1月28日（日）、機長、訓練生及び同乗者の計3名が搭乗し、訓練生の型式限定変更の実地試験に向けた訓練のため、大分空港に着陸した際、進行方向が左に偏向して滑走路を逸脱し、草地で停止した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第4号の「滑走路からの逸脱（航空機が自ら地上走行できなくなった場合）」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和6年1月28日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機各部の損傷及び機能の調査、飛行記録装置等の記録の解析、航空機的设计・製造者からの情報収集等を実施した。

本調査には、航空重大インシデント機的设计・製造国であるアメリカ合衆国の代表及び顧問が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、型式限定変更の実地試験に向けた訓練のため、12時21分、訓練生の操縦により大分空港を離陸した。同機は、14時11分ごろ、同空港の滑走路01に着陸した際の地上滑走中に進行方向が左に偏向し、滑走路を逸脱して自力走行できない状態となった。



図1 重大インシデント機

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損壊

小破：右主脚扉の破断、右主翼前方下部フェアリングの湾曲

(4) 気象

本事案発生時間帯の視程は10km以上、風向は北西から北北東、風速は6m/s程度で、空港周辺にしゅう雨が観測されていた。

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、同機が進行方向を変えた機序など、更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。